

# 施設利用者へのお願い（ふれあいセンター）

## 1 利用人数の制限（令和2年6月15日から）

施設名	面積（㎡）	利用上限
多目的室①	116.50	29人
多目的室②	103.75	25人

※大きな声を出すこと、呼吸が激しくなる運動、飲食（水分補給を除く）を伴う行為等は、感染リスクが高まると考えられるため、当分の間は不可とする。

## 2 利用条件

- ①利用前に、**許可書**を提出してください。
- ②利用者の名簿は、**利用団体の代表者が保管**してください。

## 3 基本的感染防止対策

- ①原則マスクを着用する
- ②手洗い・手指の消毒をする
- ③対人距離の確保（座席に座る時には、できるだけ2mの距離を確保する）
- ④換気（利用する部屋は、原則30分に5分換気をする）
- ⑤**物品等の消毒（利用した部屋のイス・テーブル等の備品や扉など人が触れた部分については利用後消毒する）**
- ⑥**ゴミの廃棄（使用済みのマスク、また鼻水・唾液などが付いたゴミは各自持ち帰る）**

※その他ご不明な点は、松伏町社会福祉協議会(☎991-2700)までお問い合わせください。